

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N593
2020・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

いま、わたしたちに求められること

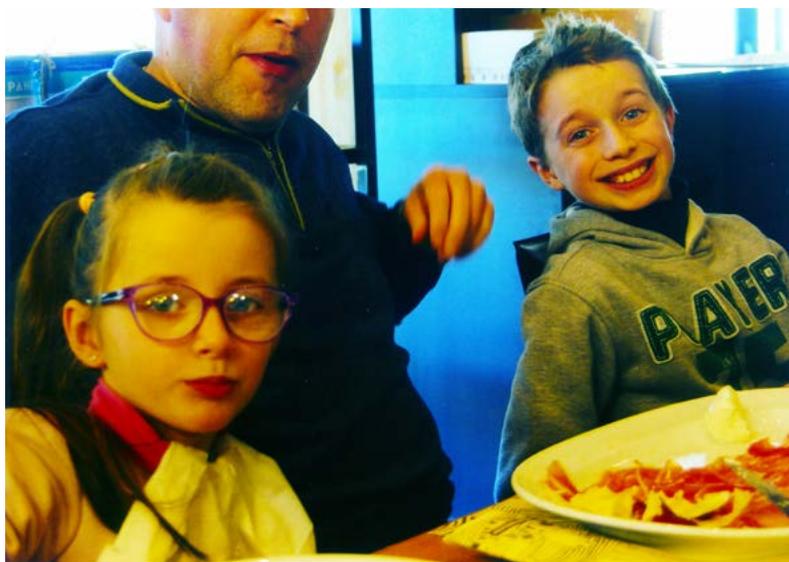
—新型コロナウイルスの影響に関する修習生アンケートの結果から……………楠 晋一
佐賀地裁「押し紙勝訴判決」の意義—モラル崩壊の元凶「押し紙」の解消に向けて……………江上武幸

シリーズ 憲法を知るための12冊

小澤哲雄著『地方自治を拓く—70～90年代の革新中野区政の経験から』……………藤原朋弘
新議長就任にあたって……………上野 格
新副議長就任のご挨拶……………中平 史
【議長ひとくちトーク(最終回)】麻雀の魅力を語る～人生に無駄がないことを体感～……………北村 栄

ロースクールの実情と法曹養成

法科大学院時代を振り返って今思うこと……………遠藤正大
 お知らせ 新型コロナアンケート／青法協弁学合同部会設立50周年&記念レセプション
 憲法の定める財政民主主義を破壊する「10兆円予備費」の
大幅減額を求める法律家団体緊急アピール (改憲問題対策法律家6団体連絡会)



サン・ダニエーレの子ども

いま、わたしたちに求められること

— 新型コロナウイルスの影響に関する修習生アンケートの結果から

大阪 楠 晋一

二〇二〇年六月一〇日「ポストコロナの支部活動を考える」というテーマで大阪支部総会を開催した。開催準備にあたっては、緊急事態宣言発令に伴って修習中断を余儀なくされた修習生にアンケートを行い、一八修習地の三人（うち二名は修習地不明）から回答を得た。アンケートに協力してくださった皆様にこの場を借りてお礼を申し上げます。

本稿ではアンケート結果について、支部総会に参加した修習生の発言も踏まえながら報告する。

一 修習中断への不安

中断したことの不安の有無については、二三人が「ある」、八人が「ない」と答えた。これは自宅修習期間が緊急事態宣言期間と連動し、最短だとGWを含む四週なのに対し、最長は八週＋再開

後も隔日や時短修習という格差が存在したためと考えられる。

不安の内容（複数回答可）は、裁判期日に立ち会う機会が少ない（17）、裁判準備に関わる機会が少ない（12）、相談や接見に立ち会う機会が少ない（12）、書面を起案する機会が少ない（11）、就活に悪影響が出ている（1）、二回試験に合格できないかもしれない（13）、その他（4）であった。

自由記載の不安の理由では、予定されたプログラム（家裁修習や特別部修習、各種施設見学など）がなくなった、民裁修習で和解期日や尋問期日を見る機会がなかった、刑裁修習で裁判員の評議が傍聴できなかった、感覚がつかめないうちに修習が終わった、法曹関係者と話す機会が途絶えた、起案の本数が減ったり講評がもらえなかったなど、どれも深刻なものであった。また、不安の

中には集合修習で集まることが不安という声もあった。

では、七三期修習生が、七四期の修習開始が遅れるので、自宅修習期間だけ修習の延長を希望しているかという点、事態はそう簡単ではない。「修習期間を延長して中断期間分の修習をしたい」という意見と修習期間の延長は不要であり予定通り実務に出たいという声が両方ある」というのである。修習生には、多額の奨学金負債を抱えている者も多く、修習延長期間が無給となるくらいなら早く実務に出たいという修習生も少なくないのである。

二 修習生がいま青法協に望む活動とは

(1) オンラインでの就職説明会
修習生にいま青法協に望む活動を聞くと、オン

ラインでの就職説明会という声が上がった。アンケートでは中絶で就活に悪影響があったという回答はわずか一人だったが、それは回答者が既に内定を得ており「自分には」影響がなかっただけであった。アンケートでの七三期修習生向け企画の希望(自由記載)の回答には、「コロナの影響で就活がうまくいかず、不安を抱えている友人も多い。就活についての情報共有の機会があるとありがたい」といったものや、端的に「青法協主催の就職説明会」を希望する声も寄せられた。

自宅修習期間中、修習生は県外移動を禁止され、内定を得ていなかった修習生は就活面で大きなダメージを負った。また、(例えば大々的にCMを打つような事務所から)一応内定は得ているが、本当に行きたい事務所からはまだ内定を得られておらず、就活が終わっていない修習生も少なくないのだそうだ。一方採用側も、緊急事態宣言までに意中の人に出会えず、採用活動が停止している事務所もあるであろう。青法協が主体となつてゼヒオンラインでの就職説明会を実現したいと考えている。

(2) 弁護士実務に関する学習会

次に、弁護士実務のスキルに関する学習会をしてほしいという声があった。労働や刑事は、例えば日本労働弁護団のような専門的な団体が既に実施しているので(アンケートでは「労働事件や刑事

事件など)についての勉強会を希望する声もあったが、通常実務に関する学習会の方がむしろニーズがあるようだ。アンケートの回答では「典型的な事案について模擬法律相談」「民事弁護士実務(訴状や答弁書の書き方、相談時の注意点など)」「弁護士実務に関するオンラインセミナー」「弁護士として日頃の業務で思うことや私的な話などを聞いてみたい」などが出されており、自宅修習期間中に弁護士実務に触れられなかった不安が表れているように感じた。

ちなみに学習会を開催する場合、オンラインセミナーを希望する声が圧倒的に多かった。修習生が参加しやすいのは平日なら夜七時以降、もしくは土日だそうだ。

(3) 弁護士実務の補填

他にも、青法協事務所毎で行われるプレ修習を、二回試験後に七三期修習生に対して実施することも考えられる。これは言うまでもなく弁護士修習の補填である。先ほど述べたように、実務に出る時期が動かないのであれば、実施できるのは一月下旬から年内くらいまでであろう。プレ研修と違って修習生なので、できることの幅は広がるかもしれない。

内定先がある修習生が、この時期にどの程度参加を希望するかという疑問はあるが、実務に出る前に他の弁護士の仕事ぶりを見たいと希望する人

もいるであろう。ある程度の受け皿を用意する意味はあると考える。

(4) 弁護士と修習生との懇親

最後に、修習生と先輩弁護士との懇親の機会を作れないかという点である。

七月集会もオンラインに切り替わったことで、初日のあと旅館に一泊して懇親を深める機会もなくなった。実務とは直接関わらないが、何気ない話の中から先輩のマインドに触れることは、自分の経験上も有意義であり、無視することはできない。

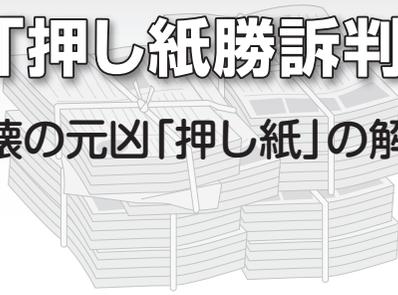
ただ、WEB懇親会は、一人の声が全員に届くので、二定以上人数が増えると運営に若干工夫が必要だと感じている。修習生と弁護士というリアルで人間関係ができていない人が混じって開催する場合は余計に工夫が必要である。懇親は対面で行う方が良さそうではあるが、次善策としてのWEB懇親会も活用してみたい。

(5) 最後に

研修所も選択修習で実務修習を補うプログラムを作る動きもあるようである。しかし、青法協としても、できることにチャレンジすべく、その動きに強く期待するものである。

佐賀地裁「押し紙勝訴判決」の意義

—モラル崩壊の元凶「押し紙」の解消に向けて—



福岡 江上 武幸

一

佐賀地裁は二〇二〇年五月十五日、佐賀新聞社に対し元販売店主に金二〇六六万円を支払うよう命ずる判決を言い渡した。この判決はこれまで明確にされてこなかった独禁法の「押し紙」について「販売店経営に必要な部数は実配数と二％程度の予備紙で足り、それを超える新聞は押し紙である」との解釈を示し、民法上の不法行為に該当するとの判断を示した。画期的な判決でありNHK佐賀と佐賀テレビが夕方のニュースで放送し、西日本新聞が翌日の朝刊に掲載し、更に弁護士ドットコムの速報がヤフートップニュースに紹介されたことから全国的な関心を集めた（グーグルとYouTubeで「佐賀新聞押し紙」を検索されたい）。

二

私は二〇年ほど前に福岡県内の複数の読売販売店主から押し紙の相談を受けたが、当時、仕入れ部数の四〇五〇％が押し紙であることを知り驚いた。というのも、読売の渡邊恒雄氏は「自分の眼の黒い内は一〇〇〇万部をきることはしない」と豪語していたからである。佐賀地裁の判決後寄せられた元読売販売店主の相談によると、読売の部数至上主義は強固であり、最近でも押し紙率は四〇五〇％で二〇年前とほとんど変化していないことが分かった（黒敷哲哉氏のウェブサイト「MEDIA KOKUSYO」参照）。

佐賀地裁の判決は、読売に限らず押し紙を販売

政策の中心に据えている新聞社に大きな衝撃を与えたと思われる。出来ればこの判決を受けて押し紙の解消に踏み切る新聞社が社でも出てきて欲しい。

三

戦後、直ぐに制定された独禁法は、新聞社の販売店に対する優越的地位を濫用した不公正な取引方法として「押し紙」を禁止した。しかし、新聞業界は業界団体のABC協会による「公査」の制度をもうけ、公正取引委員会（以下、公取）が押し紙問題に直接介入できないようにした。なお「公査」の制度は警察・検察の折込広告料の詐欺罪の捜査介入を抑止する役割も果たしている。同様に景品表示法違反や消費者契約法違反の購読契約の勧誘や締結の禁止についても、第一次的には業界団体の自主規制に委ねる措置が講じられている。新聞業界によるこのような行政や捜査機関の直接介入をけん制する措置は政治家のバックアップがなければ到底実現できるものではない。

四

公取が独禁法の規制権限を行使して押し紙の撲滅に乗り出すか、警察・検察が折込広告料の詐欺罪の捜査に乗り出せば「押し紙」は直ちに解消することができる。それにもかかわらず一九四七年四月の独禁法制定から七三年も経過した現在に至るも解決出来ないのは明らかに異常である。公取はかつて適正予備紙の割合について「実配数の二％程度が相当である」との解釈

を示したことがあったが、いつの間にかうやむやにされてしまった。北國新聞の押し紙問題を契機に告示の改定をしたこともあるがそれ以降は積極的な動きは見られなくなった。私たち弁護士は訴訟を提起するにあたり公取に佐賀新聞社の調査を申し入れたが無視された。他の押し紙案件の担当弁護士も同様の感想を抱いている。

新聞社と警察の関係は、北海道新聞の高田昌幸記者が道警の裏金問題を追及したところ新聞社を退職せざるを得ない状況に追い込まれた経緯を自著に詳しく書いている通りである(『真実―新聞が警察に跪いた日』(柏書房、二〇二二年)参照)。新聞社と検察の関係は、先頃東京高検検事長と産経・朝日の新聞記者達が長期にわたり賭けマージャンに興じていた事実が示す通りである。

新聞社と政権の関係は、新聞社の幹部が首相から会食に誘われたり、審議会のメンバーに選任されたりするなど深い関係にあることが知られている。新聞社は権力の監視やチェック機能を果たすことよりも、時の政権や行政・司法の高級官僚達との関係を深め、一体感の醸成に努めているように見える。新聞業界は、再販制度の維持や消費税の軽減税率の適用、第三種郵便物の指定等の便宜を受けるため、また独禁法や景品表示法・消費者契約法違反の摘発や折込広告料詐欺の捜査などの権力の介入を阻止するため、積極的に権力にす

り寄っているように見える。その結果、新聞の政治批判や行政の監視機能が失われているのであれば、新聞によつて知る権利の一端を行使してきた国民にとつてこれほど危険なことはない。

読売新聞の正力松太郎氏や渡邊恒雄氏、朝日新聞の緒方竹虎氏ら新聞業界の実力者らは、戦後、いち早く親米派に転身し、新聞を世論誘導の道具に利用したり、国会議員・国務大臣を経て総理大臣の椅子を目指すようになり、あるいは時の政権の御意見番であることを自慢にしたりするなど、政治の世界にどっぷりつかってきた人達である。このように怪物と呼ぶのが似つかわしい人達が経営の中枢に座り続けてきた新聞社に、そもそも政権の監視やチェック機能を期待する方が間違いかも知れない。

ジャーナリスト精神に充ちた正義感に溢れる新聞記者は、社内での出世をあきらめ、週刊誌の記者やフリーのジャーナリストに転身して新聞以外に活躍の場を見つけざるを得ない状況が生まれている。しかし、良心的記者が新聞社からいなくなれば、日本の新聞に未来がないことは明らかである。

五

毎日新聞の元常務取締役河内孝氏は、二〇〇七年発行の著書『新聞社―破綻したビジネスモデル』(新潮新書)に、読売新聞と朝日新聞の経営幹部が、すでに八〇年代の初頭に、購読者のいない「押し紙」を販売店に押し付け、部数

至上主義の経営路線を走り続ける新聞業界に対し、次のような警告を発していた事実を紹介している。

「残紙屋に回収される残紙が、なんと年間三〇〇億円にもなる。こんな無駄が許されるわけがない」(読売新聞丸山巖専務取締役販売局長)。「内部努力ではもうだめ。公権力が入ってこざるを得ない」(朝日新聞)。

それから三〇数年後の二〇一六年(平成二八年)二月二十五日、日本記者クラブの公取委員長の記者会見で、朝日の記者から衝撃的な質問が飛び出した。「販売店に足を運んで押し紙の実情を取材した結果、二五%から三〇%くらいが押し紙であることが分かったが、公取委員長としては、どのように考えるか」という質問である。新聞記者が自社の押し紙の存在を前提に公取委員長に見解を求める事態が生じるとは誰も予期できなかったことであり、新聞業界はもちろん社会的に大きなインパクトを与えた。公取はその一カ月後、朝日新聞に対し注意しただけでこの問題に蓋をし、全国的な押し紙を調査や解決に踏み出す姿勢を示すことはなかった。

前記の通り、八〇年代の初頭に読売と朝日の幹部が「押し紙」の解消の必要性を訴えてから四〇年が経過した現在でも、ほとんどの新聞社が「押し紙」に頼った経営を続けており、新型コロナウイルス

イルスによって折込広告部数が激減したことが致命傷となり、販売店は次々と廃業の危機に追い込まれている。広告主を騙して得た折込収入で押し紙の仕入れ代金を支払わせるといふ、長年にわたって続いてきた新聞社のビジネスモデルが根底から崩壊している。このままでは、早晚、新聞社の経営は立ち行かなくなる。今こそ、押し紙をなく

し健全な新聞経営をする以外に新聞社と販売店に未来はない。

佐賀地裁判決は、押し紙により経営困難に苦しんできた販売店主に、司法による解決の道筋を示し、「押し紙」の解消と損害賠償請求に踏み切る勇氣と展望を与えた。この裁判は三人の女性裁判官の合議体で審理が始まった。途中から一名が男性

に交代したが、裁判長と主任裁判官の二人は最初のみであった。男性社会であった司法の世界で頭角を現している女性裁判官達が、庶民の生活感覚に寄り添い勇氣ある判決を次々に下して社会を明るく方向に導いていくって欲しいものである。担当女性裁判官の勇氣と決断にあらためて感謝と敬意を表するものである。

シリーズ
憲法を知るための

12冊

小澤哲雄著

『地方自治を拓く』

―七〇～九〇年代の革新中野区政の経験から―

東京 藤原 朋弘



『地方自治を拓く』

―七〇～九〇年代の革新中野区政の経験から―

二〇二〇年四月二〇日 初版

著者：小澤哲雄

出版社：自治体研究社

定価：一六〇〇円＋税

四六判 一三六頁

一 はじめに

本書は、一九七一年から三二年間東京都中野区の区議（日本共産党）として活動してきた小澤哲雄さんが自身の革新区政での経験を語るものであり、中野における革新区政がどのような歩みをとってきたのかについて詳しく描かれている。本の紹介からは外れるが、小澤哲雄さんには私自身も大変お世話になっており、「九条の会・中野」で

は毎回の会議の際、ご自身の経験から導かれる鋭い意見を述べられ、議員を辞められた現在でも中野の市民運動にはなくてはならない存在である。

本書を今回取り上げた理由は私が著者と知り合いであるという理由ではまったくない。本書は過去の革新中野区政の歴史という観点からも非常に重要なものであるが、それにとどまらず今後の市民と野党の共闘あるいはその後の野党連合政権のあり方という観点からも非常に示唆に富むもの

であり、革新自治体時代を知らない若い世代こそ本書を読むべきだと感じたため取り上げた次第である。私自身も二〇代であり、当然革新自治体の時代を知らないわけであるが、本書を読むと当時の革新区政の動きや市民運動の熱量を目の前に感じ取ることができる。非常に盛り沢山なのでその中でも革新区政下において特筆すべき政策がいかに作られたか、そこに市民がどのように関わっていたかを紹介する。

二 革新区政における素晴らしい 取り組みの数々！

中野区における革新区政は一九七一年の大内正二区長から始まるが、大内区長の就任あいさつがまた素晴らしい。「第一に、私の使命は初めから終わりまでただ一つ区民の生活を守り、これを充実することにつぎ。……第二に、私は区民サイドの行政を心がけたい。これは政策においてはもちろん、執行の面においても区民の立場に立つて行うことである。……第三に、区民の自治権を拡大する。」という就任あいさつは平易ではあるが非常に力強く、自身のスタンスを明確にしたものであり、これほどまでに市民と自治体政治のあり方を適切に表した言葉はないと思う。大内区政、これに続く青山区政。神山区政はこの言葉通り、区民に寄り添った政策等をどんどん実現していく。その中でも印象的に描かれているものとして、①区長公選制問題、②教育委員準公選制、③平和行政条例がある。

① 区長公選制問題

当時の特別区は都の内部団体として位置づけられており、その結果普通地方公共団体として扱われず、区長も公選制ではなく都知事の同意を得て区議会が選任する議会選任制がとられていた(當時を知らない私にとっては驚きである!)。この議

会選任制について、大内区政は市民及び青法協の設立発起人でもある憲法学者の芦部信喜先生など有識者とタッグを組み、議会選任制がいかに不当か、区長公選制及び準公選制(投票はするが、それに拘束まではされずその結果を議会が尊重する形式)が適切かについて答申を出した。この答申が他の革新自治体にも火をつけ、全国的な運動が展開され、ついに一九七五年法改正により区長公選制が実現するのである。まさに草の根から行動提起し、それに寄り添った自治体によってついに国まで動かした素晴らしい取り組みである。

② 教育委員準公選制の実現

教育委員会の委員の選任方法について、都道府県知事、市町村長の提案を受け各級議員の同意を得て任命するという教育委員会の制度について、中野区レベルで教育委員会の選任は準公選制にしたという運動である。市民団体が条例案を自ら作り、二万筆以上の署名を集め、条例制定請求運動をしたことに端を発し、区議会各会派のすり合わせによって教育委員準公選制が実現し、実際に合計四回も教育委員に対する投票が行われたというのである。もちろん党派性が出てしまう等賛否はあろうが、民主主義と密接に関わる教育という分野においてその教育委員を市民自らが選ぶという発想自体とても面白く、またこの運動自体市民自らの発案によって制度を動かしたという点で

まさに民主主義の理想的な姿だと感じる。

③ 平和行政条例「憲法を暮らしの中に生かそう」

革新区政最後の区長である神山区長のもとで「非核平和都市宣言」と同時に日本国憲法を擁護する旨を宣言した「平和行政条例」が成立した経緯が詳細に描かれている。特筆すべきは憲法擁護を前面に押し出した平和行政条例の制定及び同条例に基づき「中野区平和基金」として平和政策に予算が割かれたのは全国初だったということである。現在全国においても平和行政条例が定められているのは八自治体のみであり、しかも他の自治体は首長の交代に伴い、憲法擁護のスローガンが弱められていたりする中、中野区はいまだ「憲法を暮らしの中に生かそう」という垂れ幕がもつとも目立つ形で掲げられている。この条例も①、②同様市民団体の党派を問わない運動によって成立したものであり、本書は区民と協同し政策を作っていくことの重要性がいかに重要かを実感させられる。

三 草の根からの運動の大切さ

以上、革新区政のもとの政策実現のあり方として特徴的なものをいくつかあげたが本書は他にも宴会・補助金行政をいかに脱するか、市民が率先して政策を作る「住区協議会制度」の動きなど今読んでも色あせることのない革新的な区政のあり

方が丁寧に描かれている。また、現在の酒井直人区政において新自由主義型区政からいかに転換するか道のりも記されており、盛り沢山である。現在、市民と野党の共闘が発展しつつあり、こ

のコロナ禍の国会においても市民の力で重要な成果を勝ち取っている中、本書が提起する問題意識はまさに未来の自治体のあり方、草の根の運動のあり方を先取りするような成果が数多く書かれてい

る。この書籍はまさに今後の市民運動のバイブル的書物といっても過言ではなく、多くの方々（特に若い方々！）に読まれることを切に願っている。

新役員紹介

二〇二〇年六月二七日・二八日、第五回定時総会が仙台で開催され、新しい役員が選任されました。新役員のあいさつを掲載いたします。

新議長就任にあたって

東京 上野 格



先日の総会で、北村栄さんの後任として新議長に選任されました。一言、御挨拶申し上げます。

自己紹介をしま

すと、一九九九年四月に弁護士登録した五二期です。同期には、あいち支部の高森裕司さん、大阪

支部の上出恭子さん、東京支部の萩尾健太さん、鈴木敦士さん等がいます。

私は、弁護士登録後、弁学の修習生委員会に属し、後継者養成に励みました。後に弁学議長になられた原和良さんの発案で、修習開始前に会員の事務所で研修をする、「プレ研修」(五四期)を開始したのは九九年二月からです。大好評の企画となり、二度目、三度目を希望する方も多く出たり、研修先に就職する方もいました。研修を引き受けた会員の皆さんの魅力が発揮されたものと思います。

その後、私は二〇〇八年六月から二〇二〇年六月までは弁学の事務局長を、二〇二二年六月から全体協会の事務局長を務めておりました。

北村前議長は、青法協の魅力を引き出し、会議を盛り上げ、若手会員を積極的に支援するなど、

魅力ある議長でした。特に、コロナ禍の中で、本年三月の宮崎全国ミーティングや六月の仙台総会を、あえてリアル会議として開催したことの意義は大きいと思います。この北村イズムを引き継いでいきたいと思っています。

先の総会ではWEB参加が可能になり、これまで参加できなかった会員も参加できるようになりました。どんなに内容の濃い良い会議や講演会ができたとしても、参加者が少なければ会員に広く伝わりません。短時間でも多くの会員が総会や全国ミーティングに参加することが、青法協の活動を魅力あるものにしていくことになると思います。一方で、WEB会議では伝わりにくいもの、リアル会議だからこそ良さもあると思います。WEBの利用とリアル会議の充実を同時に追求していきたいと思っています。

また、WEBの利用には、支部の例会も変える可能性があります。例会で講演を依頼する場合でも、



大阪 中平 史

新副議長就任のご挨拶

このたび大阪支部の議長に選任され、本部の副議長を兼ねさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願

い。このたび大阪支部の議長に選任され、本部の副議長を兼ねさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願

い。このたび大阪支部の議長に選任され、本部の副議長を兼ねさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願

支部外の講師、遠隔地の講師も選択肢に入ります。また、これまでは家庭の事情や遠隔地故に参加しにくかった会員も例会に参加できます。先日、あいち支部の総会にWEB参加させていただきましたが、支部の会員に加えて、広島支部の石口俊一さんや東京支部の和泉貴士さんもWEB経由で講演していただきました。他支部の会員が例会に参加することや、隣接支部が合同で例会を開催するなど、色々と面白いことができそうではありませんか。今後、各支部の試みも紹介していきたいと思います。

これはそのとおりなのですが、「命がかかっている問題」はコロナだけではなくありません。コロナ禍を通して、日本では社会保障制度が機能していないことが露呈しました。医療機関は診療報酬の削減や病床削減により、コロナに十全に対応する余力もなくなっていました。非正規労働者が簡単に職を奪われ、明日の生活もままならなくなっています。政府や行政は、「命の問題」をあまりにも粗末に扱って顧みなかったのではないのでしょうか。原発差し止め、原発事故の被害者救済訴訟、東日本大震災関連の国賠訴訟、年金訴訟、生活保護裁判、強制不妊訴訟、アスベスト、薬害訴訟、B型肝炎訴

生の方に参加してもらうことができました。コロナ緊急事態で四月～五月の修習が大幅に休止されたことやリアル開催ができない七月集会の準備状況などについて詳しく教えてもらうことができました。七月集会実行委員会、次年度の集会支援の方法などを具体的に検討してくれていることを知ってとても心強く思いました。

西でも徐々に増えてきています。予断を許しません。政府や行政を心から信頼することができないことも一層不安感を募らせているように思います。

大阪では、コロナ禍にもかかわらず、いわゆる都構想(政令指定都市である大阪市を廃止し権



(最終回)

麻雀の魅力を語る

～人生に無駄がないことを体感～

限・規模の限定的な四つの特別区に分割しようとする構想)のための住民投票が二月一日に実施されようとしています。

新型コロナウイルスパンデミックに見舞われた世界・日本にとって、日本国憲法の平和主義・民主主義・

めもあり、最近少しネガティブなイメージをもたれた「麻雀」です。

麻

雀を覚えたのは大学に入ってから。やり出すとおもしろく、凝り性の私は授業に出ず雀荘や部室で麻雀ばかりの日々でした。中学時代の作文で弁護士になりたいと書いていたのに司法試験勉強どころか民法の本も揃えず、気づけば五年生。これはいかんと、麻雀を封印し受験勉強に。

よ

うやく受かって二年振りの麻雀、当時の研修所の「松戸寮」で毎晩没頭。受験から解放され毎日仲間と麻雀が出来るのがうれしすぎて、その気持がまた幸運を呼び込みました。私はお金のやりとりが好きではなく、麻雀の技量を高める方が大事だと思ひ、仲間毎日手書きで麻雀ノートに点数や順位を記録し、随時得点順位、平均順位率等を掲載することを実践しました。すると、さすが修習生、真剣さが増し、一摸一打に力が入ります(結果、技量も上達しまし

自由主義の理念、世界観、国家ブランドがますます輝きを増しているのではないのでしょうか。

全国各地で、さまざまな分野で、活躍しておられる会員の皆さまと一緒に行くことができるように微力を尽くしたいと思います。

明

た。夕方四時過ぎから毎晩午前一時過ぎまで何百半荘やったでしょうか。寮を訪問した教官二名を加えた三名の雀士たちが毎日熱い戦いを三カ月繰り広げました。優勝したのは私、トータル八五万九〇〇〇点。浮いた人一人の総プラス分の半分を一人で勝ってしまいました(張り出したB3判の手書きの成績表が今でも残っています)。麻雀に集中し、麻雀をやれること自体がうれしいとの気持ちで運を呼び込んだのだと思います。

日は寮を出て各人の実務修習地に別バコ(煙と酒の匂いに包まれ「阿片窟」と呼ばれた私の部屋に二〇人ほどの仲間が集まり、宴会と最後のお別れ麻雀です(これで終わりという最終半荘で初の役満「国士無双」を当時負けが込んでいた京都の川口直也会員が上がりみんな喜び合うという奇跡も起こりました)。

そこには、日頃買えない高級洋酒や寿司、

三

年間の弁学合同部会の議長を無事退任することが出来ました。みなさん、三年間有り難うございました。田村事務局長、大山副議長らの執行部のメンバーと居ることが楽しく、上野新議長を支えるため一年間副議長として残ることにしましたので、再度よろしくお願いします。

ただ、議長トークはこれが最後となるために、何を書かせて頂くかと思いましたが、最後は自分が好きなことにしました。私が、親しみの中にも尊敬している大山副議長の勸

たこ焼きやつまみが所狭しと。「四四期前期
松戸寮麻雀リーグ戦」と個人名を刻印したト

ロフィ(一〜三位)と、大負けの人何人かに
も「〇〇で賞」の楯を作成し、また、当時の
湯島の研修所の近くのアメ横で高級洋酒を
安く買い求めたのです。お寿司は安いパック
寿司をたくさん買い、私の部屋の前を通る麻
雀とは関係ない寮生にも大盤振る舞いしまし
た。丁度通りがかった秋田の狩野節子会員に
は急遽トロフィの渡し役をお願いしました。
その夜、寮の雀士達は至福の時を過ごしまし
た(その雀士達とはクラスや修習地が違えど
今でも多くの人と交流が続いています)。

そ

の後、実務修習地の京都では京の四季
折々の花とお寺等の名所の写真を撮る
ことに夢中になり(一万枚撮影)、麻雀は後期
の寮ではまたやりましたが、弁護士になつてか
らは仕事に集中、麻雀を再び封印しました。

そうして、一九九二年弁護士になり日々の
仕事に追われる毎日となりました。その間、
私の頭の中に常にあったのは、あの辛かった
二年の受験生活は自分にとつてどんな意味
があるのだろうかということでした。七年くら
い経つと、自分の過去の落ち込んだ日々や、
長い受験生活の意味など自分のこれまでのネ
ガティブな出来事が、実は代え難い大切な

日々だったのだということが分りかけてき
ました。

し

かし、唯一まだ意味が分からなかった
のは、「麻雀」に費やしたあの情熱と
膨大な時間の意味でした。それが分かったの
はさらに数年ほどしてからでした。あるとき
気づきました。自分はどうも他の人より、洞
察力があるようだなあと。また集中力も。
依頼者や裁判官が何を考えているのか、ちょ
つとした仕草、気配でも結構ピンと来るよう
なのです。これはいろいろなところでよく言
っていますが、仕事には抜群に役立ちます。
知らない間にディーブナレッジ(暗黙知)が
身についていたのだと思います。

さらに、それと双壁となる重要な感覚が
身につきました。それは何かと言いますと、
「運」というものがあることと、それには流れ
があるということです。これは麻雀を少しや
れば誰もが感ずることですが、例えば、今
は何をやっても難しい、頭を低くしてじつと
我慢をする時だとか、今がチャンスだから積
極的に打つて出るべきだという感覚がはつき
りわかるのです。これを体験・体感すること
は、自分の運氣を引き寄せたり、コントロール
することに大いに役立ちます。このことが
分かって、自分のこれまでの人生に無駄なこ

とはなかった、全て意味があったのだと実感
することが出来ました。

麻

雀は素晴らしいです、それ以上におも
しろいです。ただ、いかんせん、今の
若手の会員のみなさんにはあまりお勧め出来
ません。何故なら、かなりの時間を取ってし
まうからです(時間のある大学生なら強く勧
めますが)。若手が寝る間も惜しんで仕事を
しているのは誰よりよく知っています。です
から、それを最後のトークで語ることは若手
へのメッセージとして相応しくないかと思
いました。

しかし、無駄なボヤキの中にも何か意味
がある、いや無駄なことそれ自体に意義があ
るとも言われますので、お許し頂ければと思
います。私は、これからは青法協の各支部
を転々として麻雀交流をしたいと思っていま
す。八月には京都支部の方々と「黒川杯争奪
青法協麻雀大会 in 京都」をやりま
す。各地の雀士会員の方、ご連絡下さい。トロ
フィー持参で行きます。

(青法協弁学会同部会前議長 北村 栄)

法科大学院時代を 振り返って今思うこと

北海道 遠藤 正大

1 はじめに

私が念願の弁護士になってから半年が経った。長年の目標であった弁護士として働くことができるのは素直にうれしい。しかし、その一方で、日々の仕事はわからないことばかりで、一つ一つ調べながら、これで本当に正しいのだろうかと不安を抱えつつ仕事をこなす毎日である。

そんな手探りの日々の中で、唯一道標となっているのは、司法試験受験生時代や修習生時代に培った知識や経験に他ならない。特に法科大学院では、法律の学術的な知識から実務的な知識まで幅広く学ぶ機会があり、法曹としての基礎が大いに養われた。

弁護士としての一步を踏み出した今、法科大学院での日々がどのように映るのか、改めて振り返ってみようと思う。凡庸な新米弁護士が心のおもむくままに法科大学院時代を振り返るので、暇なときにでも流し読みしてもらえれば幸甚である。

2 法科大学院という環境

私が通っていた法科大学院は地方にある中堅中規模校である。都心の大規模校のようなクラス制は無く、未修コースと既修コースを併せた一学年が皆一緒になって講義を受ける。法科大学院生一人一人に自習室の机とロッカーが割り当てられ、自習室は二四時間利用することができた。私は、昔から自宅ではほとんど勉強できないタイプだったので、このような施設面での環境が整っていることは本当にありがたかった。

法科大学院の同期は、既修未修問わず、幅

広い年代が集まり、出身大学も様々であった（内部進学生の比率は半分程度）。そのため、法曹になると同じ目標を持つていながら、その目標に至るまでの背景は様々で、そのような人たちと一緒に講義を受けたり、ゼミを組んで勉強したりする日々は新鮮なものであった。

また、現役の裁判官や検察官、弁護士と接する機会があることは非常に刺激的だった。それらの実務家教員から法律実務についての講義を受けられることはもちろんだが、時々実施される飲み会の席で、実務に対する素朴な疑問や普段は訊きづらい突っ込んだ質問をぶつけることができたことは貴重な経験だった。今思い返せば、当時私がした質問の大半は取るに足らないものばかりだったが、将来への不安や疑問点を解消することができるとともに、司法試験に向けてモチベーションを高めることができた。

これらの法科大学院の環境は、司法試験に合格するために必要な勉強を積むには十分なものであったと思う。特に私のように自発的に勉強することが苦手なタイプの人間からすれば、同じ志を持った仲間と一緒に勉強に取り組める環境があることは、サボらずに試験勉強に集中する上で大変有益なものだった。仮

ロースクールの実情と 法曹養成

の科目では事件記録を使って民事裁判や刑事裁判の手続の流れを確認するとともに、実際に刑事事件の起訴状、冒頭陳述、論告並びに弁論要旨等を起案したり、模擬裁判を行ったりした。各法科大学院生が起案した内容や模擬裁判での進行については、法曹三者それぞれの実務家教員から講評を受ける

ことができた。これらは、今思い返せば、いずれも今では体験することができない非常に貴重な経験であり、願わくはその当時に戻ってもう一度経験したいと思うものばかりである。しかし、それらの科目を履修していた当時、私は全力で講義内容に向き合えてはいなかったと思う。これは私に限った話ではなく、講義をサポートしたり手を抜いたりしていた同期は少なくなく、学年全体にどこか実務科目は試験勉強の片手間で履修して単位だけ取れば良いというような空気があったように感じる。もちろん実務を学ぶことが将来の自分自身にとって必要だということは皆理解していた。しかし、その反面、司法試験本番まで一年を切った当時の切迫した心理状態では、試験勉強の時間を減らしてまで、直接の試験科目ではない実務科目をじっくりと学ぼうとする心の余裕はなかなか持てない状況だったと思う。

実務について学ぶ中心的な役割を担うのは司法修習である。しかし、その期間が一年間しか用意されていないことも合わせて考えると（あるいは実際に体験すると）、法科大学院での実務科目の重要性を再認識させられる。そしてその分、実務科目の講義を司法試験後に回す等して、より集中できる状況で実務科

に、法科大学院制度が無かったら、私はいつまで経っても試験勉強に対する熱が入り切らず、きっと今頃まだ司法試験に合格できずにいただろう。そのような意味において、法曹養成において法科大学院制度が果たしている役割は大きいと思う。

3 司法試験と実務科目

しかし、その一方で現在の法科大学院のカリキュラムには不満もある。それは、司法試験の勉強に集中したい時期に実務科目の講義が多く組み込まれている点である（あくまでも私の法科大学院での実体験に基づくものであるが、他の法科大学院でも共通する部分が多いのではないかと思われる）。

私の法科大学院では、実務科目の多くを最終学年に履修することとされていた。これら

の科目では事件記録を使って民事裁判や刑事裁判の手続の流れを確認するとともに、実際に刑事事件の起訴状、冒頭陳述、論告並びに弁論要旨等を起案したり、模擬裁判を行ったりした。各法科大学院生が起案した内容や模擬裁判での進行については、法曹三者それぞれの実務家教員から講評を受ける

目に向き合えるような制度設計はできないのか素朴に疑問に思う。司法修習期間を減らしてまで法科大学院に割り当てられた「理論と実務の架橋」という役割は、現在のカリキュラムで実効的に果たされているとは言えないのではないだろうか。

4 結語

以上のように、今振り返ってみれば、私がこうして弁護士として活動できているのは、法科大学院制度があったからだと思う。法科大学院という環境があったからこそ、私は司法試験合格まで辿り着くことができた。その意味では法科大学院には感謝しかない。

ただ、その一方で、法科大学院での実務科目の位置づけが中途半端であるように思える。実務科目の重要性からすれば、司法試験の直前に実務科目を履修するように求めるのではなく、（現行の一年間の司法修習に加えて）司法試験終了後にじっくりと学べる機会を設ける方が有意義ではないだろうか。

単に私が不真面目な法科大学院生だったというだけかもしれないが。

新型コロナウイルスアンケート実施しました

二〇二〇年六月二十七日、二十八日の青法協弁学合同部会総会では、新型コロナウイルスに関する議論を行いました。その際の討議資料として利用するため、会員のみなさまに対して事前にアンケートを実施し、三九名の方に回答を頂きました。総会当日は、これまでのような活動が困難になったという意見があった一方で、それを乗り越えるために工夫しているうちに新たな発見があり有意義な活動につながっていきそうである、オンラインを活用してより広い層に問題発信できるようにになったといった前向きな意見もありました。新型コロナウイルスが原因で生じている人権課題(解雇・雇止め等の労働問題、いわゆるコロナ離婚、倒産など)、司法修習生の学ぶ権利が侵害されている現状等も共有できました。

紙幅の関係上、アンケート結果を紹介することはできませんが、今回のアンケートを通して、全国各地の会員のみなさんが自身の事務所経営に苦勞しながらも意義ある諸活動を行っていることを知ることができました。アンケート結果は七月下旬に会員のみなさまに送付する予定です。こちらをぜひご参照ください。

この度はアンケートにご協力いただきありがとうございます。ごさいました。(憲法委員会事務局長 岸朋弘)

青法協弁学合同部会設立50周年 & 「弁護士になりたいあなたへ」出版記念レセプションのご案内

さて、今年2020年は、1970年に青法協の弁護士学者合同部会が設立されてから50年目になります。また、今年には同部会発行の人気書籍「弁護士になりたいあなたへ」を23年ぶりに全面改訂し出版しました。

50年前は、最高裁の青法協攻撃が激しさを増し、福島裁判官への注意処分、局付判事補会員の全員退会、青法協会員の任官拒否が始まった年です。私たちの先輩の方々は、その大変な50年を、青法協会員であることを辞めないどころか誇りにして活動をさしてきました。

そして、50年後、その先輩の方々の青法協への熱い思いと努力のお陰で、我々現在の会員が当時のような苦勞はなく、自由に弁護士・研究者として、思う存分の活動が出来ます。有り難いことです。その志を継ぐ後輩達、特に若手会員が今回、私たちのような弁護士を目指したいと思ってくれるよう、さらに後輩に向けてのメッセージと青法協のスピリットを託した本を完成させました

そこで、私どもはこのほど、この50周年と本の出版を記念し、部会の来し方とこれからのあり方を語り合うため、下記のとおり記念の集まりを企画いたしました。

このような機会は滅多にありません。

みなさまにぜひご出席いただきますよう、謹んでご案内申し上げます。

記

日 時：2020年9月4日(金)13時～ 懇親会18時～
会 場：神田カンファレンス・ルーム(神保町駅・竹橋駅より徒歩5分)
懇親会会場：学士会館

▶オンライン(Zoom)でのご出席も可能です。

会員宛に案内を郵送します。回答の返送の際にその旨お申し出ください。

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎緊急アピール

憲法の定める財政民主主義を破壊する「一〇兆円予備費」の

大幅減額を求める法律家団体緊急アピール

二〇二〇年五月二〇日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター

代表理事

宮里 邦雄

自由法曹団

団 長

吉田 健一

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長

北村 栄

日本国際法律家協会

会 長

大熊 政一

日本反核法律家協会

会 長

佐々木 猛也

日本民主法律家協会

理 事 長

右崎 正博

安倍政権は、五月二七日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため二〇二〇年度の第二次補正予算案を閣議決定しました。一般会計の追加の歳出が総額三兆九二四億円と、補正予算としては過去最大のものです。事態の深刻さに見合わない第一次補正予算への国民の批判の高まりと野党の国会論戦によつて、第二次補正予算案では、医療、雇用、中小企業などへの支援策が拡充されました。これは、国民世論の力が政治を動かした成果です。しかし同時に、約三分の一にあたる一〇兆円を予備費として計上しています。こ

こには、憲法にもとづく財政運営に照らして、重大な問題があります。

日本国憲法は、政府に強い財政権限を認め議会権限を厳しく制限していた明治憲法の反省の上に立つて、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」（八三条）と財政国会中心主義の原則を定めています。その根底には、そもそも国の財政権限は主権者国民の負託を受けたものという財政民主主義の思想があります。国会の予算議決権（八六条）や予備費制度（八七条）も、この原則を踏まえて運営されねばなりません。

財政民主主義の下では、本予算、補正予算とも目的に従つて歳出の費目（項や目）を特定し、国会による事前の審議に基づいて決定されます（予算事前議決の原則）。また「項」の目的外使用の禁止（財政法三二条）、「項」間の移用や「目」間の流用についての制限（同法三三条）もあります（予算限定性の原則）。予備費は、「予見し難い予算の不足に充てるため」に設けて、「内閣の責任でこれを支出することができる」

（憲法八七条）とされており、国会の議決に基づくとはいえ、費目と予算額を定めて国会の事前の審議にかける予算原則の例外となる以上、それにふさわしい限定的な利用が求められます。

当初予算の一〇分の一にもなる巨額の一〇兆円を予備費として政府に執行を「白紙委任」することは、かつて明治憲法七〇条が規定していた「緊急財政処分」の復活にも匹敵するものであり、日本国憲法の財政民主主義をくつがえす実質的な改憲に等しいものです。

また、現在問題となっている「持続化給付金」や「G O T Oキャンペーン事業」などの事務委託のような事例に対しても、国会の統制がかからなくなっています。

コロナ禍に苦しむ人々の生活と権利に関わる重要な予算は、人々の声や要求を国会がしっかりと受け止め、必要なところに確実に配分すること、すなわち「可視化」された形で運営されることが財政民主主義の要請です。逆に一〇兆円予備費は、早々に国会を閉じ、内閣の判断でいかようにもなる臨時国会の召集まで国

今後の日程

【憲法委員会（全国ミーティング）】

- *第2回（秋）
2020年 9月 4日（金）～ 5日（土） 東京
- *第3回（冬）
2020年12月 4日（金）～ 5日（土） あいち
- *第4回（春）
2021年 3月21日（日） 福岡

【第52回定時総会】

2021年 6月26日（土）～27日（日） 岡山

第17回人権研究交流集会（アクロス福岡）

2021年3月20日（土）午後 分科会
3月21日（日）午前 全体会

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部署事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

8月 3日（月）13時～

【修習生委員会】

8月20日（木）11時～

【広報委員会】

8月25日（火）16時～ 青法協本部

会と国民を遠ざけた「密室での財政運営」をもたらします。このような財政運営は断じて許されません。予備費を適切な規模に減らして、次なる予算措置は、国民に対して開かれた第三次補正で行うべきです。

以上の観点より、私たち改憲問題対策法律家六団体は、内閣及び国会に対し、以下のとおり要求します。
内閣は、憲法を遵守し、一〇兆円の予備費を大幅に減額し透明性のある予算案の再提出を行い、透明かつ公正な予算の編成及び執行を行うこと。
衆参両議院は、第二次補正予算が、憲法の財政民主主義の原則に基づき、かつコロナ禍に苦しむ人々の生活と権利を真に守るものとなるよう十分な審議を尽くすために、国会の会期を延長し、予備費を大幅に減

額することをはじめとして必要な予算案の修正を施すこと。

以上を要求し、緊急アピールとします。

以上

二〇二〇年六月二十六日、当部会も参加している改憲問題対策法律家六団体連絡会と戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会が「市民の力で廃案に追い込んだ検察庁法改正案の再提出にあたっては特例部分の完全削除を求めるとともに検察官定年延長の閣議決定撤回を求める共同アピール」を発表しました。詳細は、ホームページをご参照ください。



編集後記

▼家にいる時間が長いので、アメリカ製連続ドラマを見てみた。あまりの中味のなさ（動機が不明、人間関係が不明）と、中味がないのに、毎回出てくる思わせぶりの謎（突然発生する大事件、明らかになる新事実）だけが気になって、どうしてもまた見てしまう、その吸引力に驚いた。▼それに比べて最近話題の日本製アニメは感動的だ。全く太刀打ちできない強大な敵（めちゃくちゃ強く、数も多い）に対して、まさに血のにじむ（長期間の絶え間ない壮絶な）努力と（主人公の性格の良さが引きつける）仲間との協力で立ち向かう。自らの司法試験受験の記憶と重なって泣ける泣ける。▼結構泣いたから、そろそろ仕事をしようと思つたら、まだまだ「密」を避けなければならぬようだ。テレワークや、面談の際にはパーテーションも必要だ。世の中に「密」がないことによる思わせぶりの情報に惑わされることなく、それぞれの強大な敵に立ち向かって行ければと思う。

（町田正裕）